

寒川町都市計画提案検討委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町都市計画提案制度の手續に関する要綱（平成17年12月20日施行）第6条に規定する寒川町都市計画提案検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、都市計画法第21条の2の規定に基づいて寒川町に提案された計画提案の内容について検討する。

(組織等)

第3条 検討委員会は、会長及び委員をもって組織する。

(1) 会長は、都市建設部長をもって充てる。

(2) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(3) 会長は、検討委員会の会務を総理し、検討会議を代表する。

(4) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第5条 会長は、会議の結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年12月20日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部専任主幹 （企画調整担当）
環 境 課 長
産 業 振 興 課 長
道 路 課 長
下 水 道 課 長
都 市 計 画 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長